

白鷗情報ネットワーク管理・運用規程

第1章 総則

(総則)

第1条 この規定は、情報処理教育研究センター規程第4条第4項に基づき、外部接続業者（プロバイダー）に接続した白鷗情報ネットワーク（以下、「ハークネット：HARCNET」という。）の円滑かつ有効な運用を図るために、必要な事項を定めるものである。

(利用の目的)

第2条 本ネットワークの利用は、学術研究・教育およびその支援を目的としたものに限る。

(機関)

第3条 ハークネットの教育研究上の管理および運用に関する必要な事項は、情報処理教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）において審議・決定する。

第2章 管理・運用

(管理体制)

第4条 ネットワーク設備の円滑かつ健全な管理および運用を行うため、次の各号に掲げる管理者を置く。

- (1) 設備管理者 総務部長
- (2) 運用管理者 情報処理教育研究センター長（以下「センター長」という。）

(設備の運用の主管部署)

第5条 ネットワーク設備の運用に関する主管部署は、情報処理教育研究センター管理室（以下「センター管理室」という。）とする。

2 前項の主管部署は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ネットワーク設備の円滑な運用に関し必要と認められること
- (2) ネットワーク設備の利用に関し必要と認められること
- (3) 前2号のほか、大学協議会が認めたこと

(運営委員会の審議事項)

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) ハークネットの構築および年次計画の実施に関すること
- (2) ハークネットの円滑な運用およびサーバシステム間の調整に関すること
- (3) ハークネットの利用者サービスに関すること
- (4) ハークネットのセキュリティ維持に関すること
- (5) ハークネット利用違反者の処置に関すること
- (6) 前5号のほか、大学協議会から諮問されたこと

第3章 利用基準

(利用資格)

第7条 ハークネットを利用することができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生および教職員
- (2) 前号のほか、センター長が認めた者

(手続)

第8条 ハークネットを利用しようとする者は、所要事項を記載した申請書を、センター管理室を経て、センター長に提出し、その承認を得なければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

2 センター長は、前項の規定による申請について適当と認めたときは、利用を許可する。

(利用の解約)

第9条 利用者は、ハークネットの利用を解約しようとするときは、速やかに、センター長に届け出なければならない。

2 利用者は、前項の規定により利用を解約したときは、再度、前条第2項の規定による許可を受けない限り、ハークネットを利用することができない。

(遵守事項)

第10条 ハークネットの利用者は、その利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育・研究およびその支援の目的以外の目的に利用しないこと
- (2) 営利を目的に利用しないこと
- (3) プライバシーの侵害、名誉毀損およびあらゆる差別にあたる行為をしないこと
- (4) 著作権等知的所有権の侵害にあたる行為をしないこと
- (5) ハークネットの適正かつ正常な運用に支障をきたすような利用をしないこと
- (6) その他センター長が必要と認める事項

(利用資格の取消または停止)

第11条 センター長は、ハークネットの利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用資格の取消または利用の停止をすることができる。

- (1) 前条の規定に違反したと認められる場合
- (2) 申請書に虚偽の記載があった場合
- (3) 前2号のほか、ハークネットの利用者として不適格であると認められる場合

(免責)

第12条 本学は、ハークネットによるサービスの提供の遅延もしくは中断によって生じた損害、または、ハークネットから提供された情報に関連して生じた損害に対しては、責任を負わないものとする。

第4章 補則

(例規への委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、サーバシステムの運用、ネットワークの利用者等に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、例規等をもってセンター長が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営委員会、大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、白鷗大学における情報ネットワークに関する業務を統括管理する部署が設置されるまでの暫定措置として定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。